

## 藤沢市都市マスタープラン（素案）に係る パブリックコメントの実施結果について

「藤沢市都市マスタープラン」は中長期的な視点に立ち、本市の都市計画の基本的な方針を定めたものです。

2011年（平成23年）に現行計画を策定してから10年以上が経過し、本市を取り巻く環境も大きく変化しつつあることを踏まえ、本計画がこれからの都市づくりの方針を示すことができるよう、改定に向けた取組を進めています。

この度、「藤沢市都市マスタープラン（素案）」をとりまとめ、これに対するパブリックコメントを実施し、様々なご意見をいただきました。

いただいたご意見については、本計画に一部反映するとともに、パブリックコメントの実施結果として公表いたします。

公表にあたっては、皆様方からいただきました意見を要約、類型化し、本市の考え方を付して公表を行います。また、個別での回答は行いませんので、ご了承ください。

### 1. パブリックコメントについて

#### (1) 募集期間

2025年（令和7年）12月5日 から 2026年（令和8年）1月5日 まで

#### (2) 意見等を提出できる方

「市内在住・在勤・在学の方」、「市内に事業所等を有する方」及び「その他利害関係者」

#### (3) 意見等の募集方法

次の①、②の方法にて、資料を閲覧し、郵送、FAXまたは持参にて提出するか市のホームページの「パブリックコメント」から電子提出

- ① 都市計画課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター
- ② 藤沢市ホームページ

### 2. パブリックコメントの実施結果

#### (1) パブリックコメント提出者

9名（都市計画課へ持参にて提出：1名 藤沢市ホームページから提出：8名）

#### (2) パブリックコメント件数

15件

◆意見分類

「意見分類」の説明	件数
1 計画全体に関する意見	1件
2 「都市マスタープランとは」に対する意見	0件
3 「Ⅰ. ビジョン ～都市として目指す姿～」に対する意見	1件
4 「Ⅱ. プラン ～ビジョンを実現するための方針～」に対する意見	9件
5 「Ⅲ. プロセス ～プランを実行する進め方～」に対する意見	2件
6 「巻末資料」に対する意見	0件
7 その他の意見	2件
合 計	15件

お問い合わせ先

藤沢市 計画建築部 都市計画課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 分庁舎3階

電話：0466-50-3537（直通） FAX：0466-50-8223

## 「藤沢市都市マスタープラン（素案）」に対する意見要旨と藤沢市の考え方

### 1 計画全体に対する意見

番号	意見要旨	意見に対する藤沢市の考え方
1	<p>都市マスタープランには、藤沢のファンを増やす視点を明確に盛り込んで欲しい。</p> <p>人口減少が進む中で、都市の持続性を確保するため、市外の人々からも「藤沢を応援したい」と思ってもらえる仕組みが必要だと考える。</p> <p>ファンになってほしいターゲットを明確にし、「来街者の第一印象を決める景観の整備」「慶應義塾大学の学生に愛着をもってもらえる環境づくり」「東海道線や湘南新宿ライン沿線の大企業勤務者の移住につながる魅力の創出」といった施策に取り組むことで、持続可能な都市経営につなげて欲しい。</p>	<p>「I. ビジョン ～都市として目指す姿～」の「5. 将来フレーム」において、市外からも関心を得られる活動や交流を育む都市機能を充実することで、定住人口や就業人口の維持・確保に加え、本市を応援してもらうだけではなく、本市に様々な形で連携や共創をする人口の増加を図ることを示しています。</p> <p>また、その実現に向けては、人口構造の変化に揺るがない都市の活力を持続的に創造できるよう「II. プラン」「都市プラン（都市づくりの基本方針）」の「5 美しさに満ちた都市づくり」や「6 連携と挑戦の都市づくり」等に関係する方針を示しています。</p>

### 3 「I. ビジョン ～都市として目指す姿～」に対する意見

番号	意見要旨	意見に対する藤沢市の考え方
2	<p>都市ビジョンに「自立」という言葉が使われているが、何に対しての自立なのか読み取れない。</p> <p>「ビジョン」とは、これをもとに様々な主体が都市計画に参画するためのものだとして認識しているが、これでは自立についてどう考えれば良いかわからない。</p> <p>この計画にある自立をするために、都市計画がどうあるべきかを明確に示して欲しい。</p>	<p>「2 都市ビジョン」については、「自立」という単語ではなく、「自立するネットワーク都市」という1つのフレーズに意図を込めて表現しています。</p> <p>その意図が良く伝わらないというご意見であると捉え、文章を追記します。</p>

#### 4 「Ⅱ. プラン ～ビジョンを実現するための方針～」に対する意見

番号	意見要旨	意見に対する藤沢市の考え方
3	<p>市役所本庁舎等の公共施設において、都市ガスを活用したコジェネレーションや地域熱供給を導入することで、CO<sub>2</sub>削減とエネルギー効率化を両立できる。</p> <p>都市マスタープランにおける脱炭素施策に、カーボンニュートラル都市ガスや再生可能エネルギーとの連携を明記して欲しい。</p>	<p>脱炭素化・エネルギー循環に配慮した取組の推進や公共施設も含めた環境配慮型建築物の普及促進については、「Ⅱ. プラン」「都市プラン（都市づくりの基本方針）」の「3 地球環境に貢献する都市づくり」に示しています。</p> <p>具体化に向けては、貴重なご意見として参考とします。</p>
4	<p>災害時のエネルギー供給の途絶は、市民生活や防災活動に深刻な影響を与える。都市ガスを活用した自立型エネルギーシステムを導入することで、停電時でも電力と熱を確保できる。</p> <p>防災拠点や公共施設におけるガス・電気の多重化と自立型エネルギーシステムの導入の推進に向け、都市マスタープランに方針を明記して欲しい。</p>	<p>各拠点等における災害対応機能の充実や災害時の重要な都市機能の維持については、「Ⅱ. プラン」「都市プラン（都市づくりの基本方針）」の「4 強さとしなやかさを備えた都市づくり」に示しています。</p> <p>具体化に向けては、貴重なご意見として参考とします。</p>
5	<p>藤沢駅周辺等の都市拠点において、再生可能エネルギーと都市ガスを組み合わせたスマートエネルギーネットワークを構築することで、脱炭素と防災を両立できる。</p> <p>都市拠点におけるスマートエネルギーネットワークの構築を計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>災害対応機能の充実や災害時の重要な都市機能の継続的な維持について、「Ⅱ. プラン」「都市プラン（都市づくりの基本方針）」の「4 強さとしなやかさを備えた都市づくり」に記載しており、脱炭素化等も含む日頃の様々なまちづくりをこれらの防災に関する取組につなげるよう示しています。</p> <p>具体化に向けては、貴重なご意見として参考とします。</p>
6	<p>長後地区について、「長後駅周辺の道路網の見直しの検討を進め、道路整備と一体となったまちづくりを推進します。」としているが「まちづくり方針図」では「善行長後線」の計画が従前通りとなっている。</p> <p>これでは駅前広場に車を呼び込み、現状よりも交通渋滞がひどくなる。計画の見直しをして欲しい。</p>	<p>都市計画道路「善行長後線」及び「長後座間線」から長後駅西口の駅前広場に接続する道路については、計画の検討を行っており、長後地区の「まちづくり方針図」に表現しています。</p> <p>当該道路及び「善行長後線」「長後座間線」の線形については検討中であることから、「まちづくり方針図」における表現は、確定した線形を描画したものではありません。</p>
7	<p>長後地区では、交通渋滞解消のため計画道路の整備、見直しの検討がされており、「善行長後線」と駅前広場をつなぐ西口通り線を新たに設けるという構想があるはずである。</p> <p>今回の計画では、この構想が欠落しているため、見直しをして欲しい。</p>	<p>都市計画道路「善行長後線」及び「長後座間線」から長後駅西口の駅前広場に接続する道路については、計画の検討を行っており、長後地区の「まちづくり方針図」に表現しています。</p> <p>当該道路及び「善行長後線」「長後座間線」の線形については検討中であることから、「まちづくり方針図」における表現は、確定した線形を描画したものではありません。</p>
8	<p>片瀬地区について、観光で江ノ島電鉄線の江ノ島駅や湘南モノレールの湘南江の島駅から江の島に渡る際の手段は主に徒歩で、バス便は本数が限られている。</p> <p>他のシャトル便のような交通手段は考えられないのか。</p>	<p>藤沢市都市マスタープランは、本市の都市計画の方針や方向性を示していることから、今後の新技術やサービスの進展を見据え、地域課題や地域特性に合わせたモビリティの導入を目指し、「Ⅱ. プラン」「都市プラン（都市づくりの基本方針）」の「6 連携と挑戦の都市づくり」に示しています。</p>

9	<p>村岡地区について、整備中の横浜相南道路の田谷 I C から村岡地区への交通渋滞回避策は検討しているのか。</p>	<p>交通課題の解消も含め、人や物資の円滑な移動の確保等に必要な道路を都市計画道路として決定し、本計画においてこれらを含めた各種幹線道路の整備の推進・促進を示しています。</p>
10	<p>村岡新駅と鎌倉市と結ぶシンボル道路について、車で J R 東海道本線をまたいで北側に行けるのか。</p>	<p>村岡新駅と鎌倉市の深沢地区を接続する道路は都市計画道路「村岡新駅南口駅前通り線」として整備を進めていますが、鎌倉市方面から村岡新駅にアクセスするための道路であり、J R 東海道本線をまたがない計画です。</p>
11	<p>「藤沢厚木線」の整備促進及び都市マスタープランへの記載について、以下の理由から反対する。記載の削除等、計画を抜本的に再考して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政の不作为と開発優先による交通悪化の責任転嫁」 市が行った大型商業施設の誘致による渋滞の解決策として、長期間放置してきた当該計画道路の整備を強行することは容認できない。</li> <li>・「住宅政策の矛盾と信義誠実の原則への違反」 当該計画道路上への住民の移住、定住を長年看過してきたにも関わらず立ち退きを迫り、住民の生活権を軽視した姿勢は、財産権の侵害に等しい。</li> <li>・「地域コミュニティの分断と児童の安全確保」 幹線道路による地域の分断は、コミュニティを崩壊させ、近隣小中学校の通学路の交通事故リスクを高める。通過交通の利便性のために、地域の安全を犠牲にするのは誤っている。</li> <li>・「手続きの不透明性と不当な合意形成」 利害関係の薄い層を含むアンケート結果を根拠に、「地域が賛成している」と結論づけるのは不当である。立ち退きの可能性がある住民等の犠牲を前提とした都市マスタープランの策定は、合意形成のプロセスから逸脱している。</li> </ul>	<p>都市計画道路「藤沢厚木線」は本市を南北に縦貫する主要幹線道路であり、近隣自治体等を含めた広域における交通軸を構成する道路として重要な役割を担っており、引き続き、本計画に位置づけています。</p> <p>当該道路については、必要な手続きを経た上で都市計画決定をし、順次整備を進めてきた結果、本市においては県道44号（伊勢原藤沢）以北を供用しており、現在、同県道以南の辻堂工区について、神奈川県と連携して検討を進めているところです。</p> <p>また、当該道路の整備実現によって、渋滞解消等による交通の円滑化、周囲の生活道路における通過交通の減少による地域の安全性向上なども期待されます。</p> <p>当該路線の検討状況については、適時に適切な手段で情報発信し、いただいたご意見に配慮しながら、神奈川県と連携を密にし、事業化に向けて取り組みます。</p>

5 「Ⅲ. プロセス ～プランを実行する進め方～」に対する意見

番号	意見要旨	意見に対する藤沢市の考え方
12	<p>自然災害のリスクが年々大きくなっている。都市基盤を維持、向上するだけでなく、災害に対するレジリエンスを向上する必要がある。            そのため、<u>下線部</u>を追記して欲しい。            P112            「都市生活を支える都市基盤について、計画的な維持管理・点検を行うとともに、耐震性能や環境性能等の向上を図るなど、環境配慮のもと、長期的な安全性と維持管理を図り、<u>都市基盤の維持と災害時における都市基盤のレジリエンスを向上します。</u>」            ■主な取組            ……            ● <u>施設改修や更新時における耐震性能・ZEB化による環境性能等の向上</u>            ……            ● <u>被災時を想定したライフライン機能の円滑な復旧体制等の構築</u>            ● <u>防災拠点や指定避難所となる施設に再生可能エネルギー等の自立分散型エネルギー導入と停電時にも冷暖房ができる空調システムの導入</u></p>	<p>P112「都市基盤の維持・更新」については、災害に対するレジリエンスの向上を図る意図も含めています。            藤沢市都市マスタープランは、本市の都市計画の方針や方向性を示していることから、案文にある手段や手法、場所等については、将来の実現も想定できるよう、「Ⅱ. プラン」「都市プラン（都市づくりの基本方針）」の「4 強さとしなやかさを備えた都市づくり」に方針を示しています。            具体化に向けては、貴重なご意見として参考とします。</p>
13	<p>P111            「江の島を中心とした滞在機能の強化促進」とあるが、かながわ女性センターの跡地における滞在施設の計画以外に、具体的なものはあるのか。            江の島詣の記録や絵画、宝物を展示する文化施設が創設されれば、江の島に来る観光客の立ち寄りが期待される。</p>	<p>本市による施設整備の具体的な計画はありませんが、「Ⅰ. ビジョン」「4. 将来都市構造」の「(1) 拠点」「1) 都市拠点」に記載した、片瀬・江ノ島「広域海洋レクリエーション拠点」の形成の方向性において、快適で心地よい滞在機能を備えた拠点空間の形成を目指すことを示しています。</p>

## 7 その他の意見

番号	意見要旨	意見に対する藤沢市の考え方
14	<p>モスクの建設計画に反対する。            周辺住民の生活環境、地域の安全・防災体制、都市計画上の秩序に深刻な影響を及ぼす懸念が極めて大きいため、現行案での推進は容認できない。            計画を白紙撤回するか、大幅に見直して懸念事項への実行可能な対策案が提示されるまで、推進を凍結して欲しい。            地域住民の平穏な生活と安全が守られることが、いかなる計画よりも優先されるべきだと思う。</p>	<p>藤沢市都市マスタープランにおいては、本市の都市計画の方針や方向性を示しており、個別の建設計画については記載していません。            なお、本市におけるモスク建設に関しては、市ホームページにて考え方を掲載しています。            (下記URL参照)  <a href="https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/shise/kocho/goiken/opinion.html">https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/shise/kocho/goiken/opinion.html</a></p>
15	<p>モスクの建設が承認されているが、十分な説明が無いまま承認されるのはおかしいのではないか。            計画が中止されないと、育った環境等が異なる方々が藤沢に増えることになるが、相容れないと思う。            承認する前に丁寧な説明が必要だと考える。</p>	